(遞信省認可)　(本號…)　明治二十二年三月廿二日　(定價二錢)

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊なし

時事新報

第二千二百三十六號
明治廿二年三月廿二日　金曜日
舊暦己丑二月廿一日（丁酉）
日出午前五時四十三分　日入午後五時五十三分
月出午後十一時十三分　月入午前八時五十分
滿潮午前八時三十二分　午後八時五十二分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報

支那人の來住は條約改正の故障と爲らず

現行の海外各國との和親通商條約を改正することは二十年來日本國民の希望する所なり再三再四之を企て再三再四其事成らず最後の企の如きは當坐の捗取り最もよろしく其成功期して待つべきもの〻如くなりしに何ぞ圖らん其最後の企も亦前數回の例に漏れず百里の道を行く九十九里にして遂に中廢すること〻なり國民の失望言はん方なし如何なる不可思議の原因あれば斯る始末に立至りしや今日の處にて我々日本國民は或は遂に愁眉を開くの期なかる可きやと疑ふまでの極に達したる者なり

日本在留の外國人中に說を爲す者あり曰く條約改正の成らざるは其實總て日本に在り諸外國は及ぶ丈けの好意を表して改正を贊助せんとすれども主人自から之を決行するの勇に乏しきを以て折角成るに垂んとしたる改正も遂に其事を果すに至らざりしは殘念千萬なり日本人が改正を好まざるは支那を恐る〻が故なり一旦歐米諸國との條約を改正し日本人が自國の法律を以て自國を統治し之と同時に全國を開きて內外人の雜居貿易を自由にするの日に至れば勢ひ亦支那との條約をも同樣の振合を以て改正せざるを得ず西洋人の來て雜居し農工商業の利益を共にするは日本人の恐れざる所なれども獨り彼の支那人は否らず利に敏なると彼れが如く辛抱強きと彼れが如く節儉なると彼れが如き者をして來て共に居を同うし共に營利場裏に馳驅するの自由を得せしめんには日本人は連戰連敗遂に國を擧げて支那人の有に歸するの不幸に陷るべし現行條約の不便は忍ぶべし支那人の雜居は忍ぶべからずとて扨は將さに成らんとする條約改正に向て一段の勇氣を欠く所以なりと此說は頗る廣く外國人中に行渡り居り往々有識の紳士にして公然之を口にする者さへなきにあらず實に法外千萬なる推說にして日本國民を誣るの甚だしきものなれば我輩は一言以て之を左に辨明すべし

元來日本國民は支那人と營利場裏に競爭することを恐る〻者にあらず支那人利に敏なりといふとも節儉勤勉なりといふとも日本人に比較して何程の相違かある日本人は既に歐米人が商業上の知識經驗及び其技能に加ふるに資本の饒かなるを以てするをさへ恐れずして全國を打開き彼等の來り住するに任せんとする今日に當り利に敏なりとか節儉なりとか自己と類似の特能を有する人に向て殊更らに恐怖の念を有するの理なかるべし併しながら米國に又濠洲に支那人を觀ること餓虎狂犬の如くし敢て廉價勞力と競爭するの義勇心なき歐米人の眼には日本國を開きて支那人の來り住するに任するを危險至極の事なりと觀念するも一應無理ならぬこととして試に彼等の說に一歩を讓り假りに日本國民が支那人の來住を恐る〻ものとせんか今之が爲に條約改正を躊躇するの理由は毫もあるなし其次第は西洋諸國との新條約の例に倣ひ日本支那の條約を改正し支那人の來住を許すときは支那も亦日本人の其國に來住することを許さゞるべからず今の支那政府は果して斯る新條約を締結するの勇氣あるべきや如何我輩は斷じて其必無を保証する者なり若しも日本人にして一たび支那內地に雜居するの自由を得たらんには之を合圖に歐米各國人は一齊に北京政府に迫まり異口同音に日本人と同一の自由を得んことを要求するなるべし米國人の如く支那人の來住を許さゞる者に向ては北京政府も之を拒絕するの口實あるべしといへども日本と同一の約束に從ひ自由に支那人の來住を許し自由に支那に來住することを望む者には千百辨難到底之を承諾するの外に策なかるべし果して然らば日本人に來住の自由を與ふるの日は世界の人に來住の自由を與ふるの日なりと覺悟し充分の決心を爲したる上ならでは日本との新條約は決して結ぶべからざるなり今の支那政府に此決心あるべきや如何我輩は世人と共に斷して之れなきを知る者なり

果して前節の所說に相違なしとするときは假令へ日本人に於て歐米各國と新條約の例に倣ひ同一の約束を以て支那人の日本に來住することを許し日本人の支那に入ることを許すの改正條約を催促するとも支那人は斷じて此催促に應せざるべく結局出來ぬ相談として終はる可きのみ故に今外國人中に流傳する日本人は招くも敢て來らざる支那人を恐れて條約改正全國放開の事に躊躇するものなりとの說は日本支那の國情に疎にして事の眞面目を察すること能はざる淺識者の口に出でたるものか否らざれば無辜の人を誣て私かに己れの責を卸さんとする狡猾者流の造り出したるものに外ならざるべし我々日本國民は支那人の來住を掛念して現行各國條約の改正に躊躇するの理由を有せざるなり

官報

朕陸軍輜重輸卒現役期限及入營期限ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年三月十九日
內閣總理大臣伯爵黑田淸隆
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第三十七號

陸軍輜重輸卒ノ現役期限ハ一箇年トシ三期ニ分チ入營セシム其第一期ハ十二月一日第二期ハ四月一日第三期ハ八月一日トス

疾病犯罪等ニテ期限ニ際シ入營シ難キ者ハ次期ニ於テ入營セシメ其補缺員ハ次期入營ス可キ者ヲ繰上ケ其月ノ十日迄ニ入營セシム但第三期ニ在テハ豫備徵員ヲ以テ補缺ス

○內閣第八號

各官廳

非職官吏ノ俸給ハ明治二十二年度以降其所屬廳ニ於テ下渡ス可シ但明治二十二年三月三十一日マテニ非職ヲ命セラレタル官吏ノ俸給ハ從前ノ通大藏省ニ於テ下渡ス可シ

明治廿二年三月廿一日
內閣總理大臣伯爵黑田淸隆

○敍任及辭令

遞信省工務局次長兼工科大學教授東京電信學校長從六位工學博士　志田林三郎
任遞信省工務局長（兼工科大學教授東京電信學校長如故）

遞信省工務局長從六位工學博士　志田林三郎
敍奏任官二等

內閣總理大臣秘書官從六位　牧野伸顯
兼任法制局參事官

法制局參事官從六位　牧野伸顯
敍奏任官三等

穗積八束
任法科大學教授

法科大學教授　穗積八束
敍奏任官四等

栃木縣上都賀郡長從七位　安生順四郎
兼任栃木縣河內郡長（以上十二月十九日）

臨時砲臺建築部長陸軍中將男爵　小澤武雄
砲臺築設法取調トシテ歐洲ヘ被差遣

海軍中將男爵　眞木長義
吳鎭守府建築委員長被免

陸軍工兵大尉　上原勇作
臨時砲臺建築部長陸軍中將小澤武雄歐洲ヘ差遣ニ付隨行ヲ命ス

京都府尋常師範學校長　八代規
依願免本官

司法省參事官檢事　野崎啓造
司法省參事官　岩野新平
檢事　古賀廉造
（各通）
御用有之佛獨兩國ヘ被差遣（以上三月十九日同）

○東京府令第十五號

明治二十二年東京市區改正費支出收入豫算及特別稅徵收方法區部會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治廿二年三月二十日
東京府知事男爵高崎五六

明治廿二年度東京市區改正費支出豫算

一金三十八萬千五百十圓七十三錢一厘　東京市區改正費

內譯

金八萬圓　燒失跡地改正費
金二十萬九千八百七十九圓廿五錢一厘　道路改正費
金四萬千八百六十七圓六錢　橋梁架設費
金九千三百九十九圓　東京市區改正委員會費
金四萬三百六十五圓四十二錢　豫備費

明治廿二年度特別稅及河岸地貸下地料收入豫算

一金十五萬二千百廿一圓廿五錢三厘　地租割
但二十二年度地租豫算（耕地ヲ除ク）金二十六萬二千二百七十八圓二錢三厘地租金一圓ニ付金五十八錢
一金七萬五千二百二十三圓四十六錢三厘　家屋稅
但家屋總箇數十二萬九千七百九十五箇一箇ニ付金七厘五毛即チ地方稅十分ノ一九餘
一金七萬九千七百一圓五十一錢五厘　淸酒稅
但淸酒石高十五萬九千四百三石三升一石ニ付金五十錢
一金七萬四千六百六十四圓五十錢　河岸地貸下地料
合計金三十八萬千五百十圓七十三錢一厘

特別稅徵收方法

一地租割並家屋稅ハ地方稅中地租割家屋稅ニ準シ徵收スルモノトス
○一淸酒稅ハ左ノ方法ニ依リ徵收スルモノトス
一淸酒輸入營業者ハ淸酒ヲ輸入スル每ニ其樽數石數ヲ記載シ檢査所ニ屆出ツルモノトス
二檢査官吏ハ前項ノ屆書ヲ受ケタルトキハ直ニ其場所ニ就キ數量ヲ檢査シ一樽每ニ檢査濟ノ證印ヲ捺シ稅金ヲ納附セシムルモノトス
三當廳ニ於テ稅金ヲ領收シタルトキハ納稅證ヲ下附スルモノトス
四淸酒輸入營業者ニ於テ輸入淸酒ヲ區外ニ再輸出シ稅金ノ下戾ヲ請ハントスルトキハ現品ヲ檢査所若クハ其近傍ニ搬出シ其樽數石數及送附スヘキ場所ヲ記シ稅金下戾請求書ヲ輸入淸酒檢査所ニ差出シ檢査ヲ請フヘキモノトス
五檢査官吏前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ其樽數石數ヲ調査シ一樽每ニ再輸出檢査濟ノ證印ヲ捺シ稅金ヲ下戾スモノトス
六區內ニ於テ淸酒ヲ釀造シ樽詰トナシ販賣セントスル者ハ第一項第二項ニ依ルヘキモノトス
七淸酒釀造人自宅ニ於テ樽賣ヲ爲ス者ハ其時々賣上帳ニ記載シ一箇月每ニ合計シ翌月五日限其石數ヲ當廳ニ屆出テ稅金ヲ納附セシムルモノトス
八檢査所ハ左ノ箇所ニ設置ス

新川口近傍　上野停車場近傍
新橋停車場近傍　四谷大木戶近傍

○東京府令第十六號

淸酒特別稅徵收規則左ノ通定メ本年四月一日ヨリ施行ス

明治廿二年三月二十日
東京府知事男爵高崎五六

淸酒特…
第一條　區內…
サントスル者…
ヘシ○第二條…
トキハ鑑札ヲ…
ス○第三條…
スルトキハ…
淸酒輸入營…
出テ鑑札ヲ…
受ケタル者…
烙印ヲ受ケ…
淸酒輸入營…
事務所ヲ置…
七條　當廳…
ヲ檢査スル…
收方法第一…
收稅長ニ送…
付シタル屆…
シ直ニ納額…
淸酒輸入…
ヘ其告知書…
檢査官吏…
キハ其下戾…
收稅長ヘ…
調査シ其仕…

○東京府告…
東京市區改…
スヘキ箇所…
明治廿…
三月二…
一淺草區…
一同　須…
一日本橋…
一日本橋…
一同　芳…
一麴町區…
赤坂區…
一日本橋…
一同　北…
外ニ…
燒失跡…

○桑港在留…
天皇陛下が…
桑港在…
意を表せん…
同盟會が發…
街のセント…
度も整ひ會…
げ終りに皇…
たるは十時…
館へ電報の…
して即夜に…
或は離事な…
を休み事務…
として其…
して家を思…
の常なるに…
憲法既に發…
あらん如何…
一時に消え…
するも國民…
りの近信に…

○露國の…
本年に至り…
ダ地方の…